平成２５年（フ）第１６１号
大阪府東大阪市足代３丁目２番４号　ハイムリップルパートⅡ401号
債務者　入野　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６号
岡山市中区長岡　県営住宅265
債務者　島村　研一
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９３号
岡山市南区福島３丁目14番９号
債務者　西澤　弘平
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６９号
釧路市中園町２番13号
債務者　佐藤　勝江
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７２号
釧路市美原５丁目６番234号　美原団地Ｄ18―0234号室
債務者　きもののたちばなこと　橘　　栄
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２８６号
釧路市文苑４丁目62番21号　ロイヤルハイツ105号室
債務者　大森栄利子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ28棟301号
債務者　戸村由紀夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４９号
栃木県小山市大字島田422番地
債務者　篠原マユミ（旧姓安生）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７７号
横浜市南区大岡３丁目27番28号
債務者　荒川　年成
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２号
横浜市磯子区滝頭３丁目３番20号　末廣ハウス403号
債務者　栗田奈津美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１２号
東京都立川市高松町２丁目22番５号ＣＳハイツ301号
債務者　久保田弘司
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７１６号
静岡県藤枝市駅前２丁目17番４号　フォルトゥーナ藤枝202号、住民票上の住所静岡県藤枝市岡出山２丁目８番４号
債務者　澤本　智穂
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１号
静岡市清水区永楽町９番３号
債務者　松永　光明
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８８号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目12番７―703号ファイン真栄原
債務者　喜友名　悟
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３９３号
東京都羽村市小作台３丁目14番地４メグミマンション207
債務者　中田　信義
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部